会派全員が保有時間いっぱいまで質問！

山本一郎議員一般質問

1.世界３大スポーツイベント事前合宿誘致への本気度について

（１）2020 年東京オリンピック事前合宿誘致のメリット・デメリット、及び担当窓口について

（２）2020 年東京オリンピックの今後のアプローチ・誘致活動について

（３）2019 年ラグビーワールドカップ日本大会

福岡照文議員一般質問

1.「行政として最も大切なもの、それは信用」について

（１）「加古川下流流域下水道処理場建設に伴う周辺環境整備事業」の進捗について

（２）「加古川下流流域下水道処理場建設に伴う周

公開事業評価と議会版事業評価

今年度も、市が公開事業評価を行う予定になっています。
そこで、9 月議会においては通常通り決算の認定のための審査を行い、公開事業評価終了後にその対象事業を議会として意見を出すべきとの意見を会派として提出いたしました。
結果、10 月の常任委員会など、適当な場で対象事業について議会として議論をすることとなりました。
我々としては、独立した場で議論をすべきと考えており、常任委員会で行うにしても、別枠で時間を設けるべきと考えています。ポイントは、議会としても公開事業評価対象事業について意見を付し、それをもって予算審議にのぞむべきものと考えます。

公開事務事業評価
10 月 3 日・4 日
↓
10 月常任委員会
↓
議会版事業評価

市政報告の郵送ご希望の方へ

この市政報告は、基本的にポスティングと駅前等での配布となっております。郵送をご希望されます方は、ご遠慮なく下記までご連絡下さい。次回より、郵送にてお送り致します。（お名前とご住所を明記下さいますよう、お願い致します。頂戴した個人情報につきましては、厳重に管理を致しております。）

住所：加古川市加古川町北在家 2000　加古川市議会 創誠かこがわ　　中村亮太
TEL：079-427-9395（会派控室）　FAX：050-3156-1255
E-MAIL：info@ryotanakamura.com
ホームページからでもお申込みいただけます。http://ryotanakamura.com/

～ 創誠かこがわ ～
なかむら亮太の市政報告

NO.22
発行日：2015 年 7 月
発行：加古川市議会
創誠かこがわ
加古川町北在家 2000
079-427-9395

次世代に誇れる加古川のために

暑さ厳しい日々が続いています。日々の体調管理や熱中症には気をつけたいところです。
さて、そのような中、加古川市議会において 6 月議会が行われました。一般質問の個人時間がリセットされるタイミングですが、会派全員が時間を使い切りました。
加古川市の未来に対する責任を果たすためにも、議会はその責務を全うせねばなりません。一般質問はそのための大きな武器であり、会派として積極的に取り組んで参ります。

平成 27 年第 2 回定例会（平成 27 年 6 月 1 日～6 月 11 日）

主な議案の審議結果

議案第52号	専決処分の承認を求めること（平成27年度加古川市駐車場会計補正予算第一回）	可決（全会一致）
議案第54号	専決処分の承認を求めること（加古川市市税条例等の一部を改正する条例を定めること）	可決（全会一致）
議案第55号	加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること	可決（全会一致）
議案第56号	加古川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めること	可決（全会一致）
議案第57号	加古川市介護保険条例の一部を改正する条例を定めること	可決（全会一致）
議案第58号	加古川市大規模集客施設規制地区条例の一部を改正する条例を定めること	可決（全会一致）
議案第59号	損害賠償の額を定めること及び和解のこと	可決（全会一致）
議案第60～65号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること	可決（全会一致）

児童クラブの待機解消と高学年受け入れへ施設整備！

6 月補正で氷丘南小の民間事業者参入による施設整備予算を審議！計画の前倒しも！

平成 27 年度当初の施設整備

	増設小学校区	増設数
1	加古川	1
2	氷丘南	1
3	野口	1
4	野口南	2
計	4地区	5

平成 28 年度に向けた施設整備

	小学校区	増設数	増設理由など
1	尾上	2	待機児童解消・高学年受け入れ
2	川西	1	待機児童解消・高学年受け入れ
3	平岡北	1	施設基準への適合（空き教室を児童クラブに）
4	平岡	1	待機児童解消・施設基準への適合（空き教室を児童クラブに）
5	氷丘南	2	民間企業参入・高学年受け入れ
6	加古川	3	土曜児童クラブの移設・高学年受け入れ
計	6地区	10	

加古川小学校区でも旧加古川産業保健センターを改修し、児童クラブとして 3 クラブを増設、土曜児童クラブの移設と高学年までの受け入れを予定しています。

投票率向上について新選管長の考えを聞く！

◆質問項目

１．投票率向上について

質問主旨

昨年 12 月に選挙管理委員長が交代となり、新たに大西委員長となった。その中で兵庫県議会議員選挙が行われたが、投票率は低調のままだった。
新委員長の投票率に対する認識と、今後の向上策について考えを聞きたい。

Q：新選管長の投票率への認識は？

選挙管理委員会事務局長：投票率が低いということは、選挙を通じて選ばれた代表への信頼性を揺るがしかねない大きな問題である。今回の兵庫県議会議員選挙の加古川市選挙区における投票率は 39.41%と、兵庫県内の市の平均投票率 40.13%を下回っている。低投票率の原因についての一番の問題は、有権者の政治離れと考えている。

Q：投票率向上のための施策は？

局長：今回も特に新しい取組みは行っていない。20 歳代の投票率の低下が問題となっていることから、現在、期日前投票における若年層の立会人の募集や、青少年団体と連携した啓発活動を行うほか、将来有権者となる者への働きかけとして、生徒会選挙の支援も行っている。
今後もこうした若年層への啓発活動を継続するとともに、**選挙権年齢の 18 歳引き下げの動向も注視しながら、中学・高校生への啓発の方策等も検討していきたいと考えている。**

選挙権年齢が引き下げられることが国会で決まりました。今後は中高生に対しての民主主義と主権者教育がより求められます。
市としても、中学校教育においてワークショップやロールプレイなど工夫をしながら、将来の有権者を育てていくことが必要ですし、会派としても政策として求めていきます。

Q：期日前投票所の増設は？

会派、また個人としても期日前投票所の増設を訴え続けています。今回の県議選においても、県下では西宮市などが増設して成果を出しており、加古川市でも更に検討をすすめるべきでは？

局長：県内の自治体において、**商業施設等に期日前投票所を設置し好評をいただいている事例があることは承知している**が、現状では全体の投票率向上に必ずしも結びついていない。
またセキュリティの確保等の課題もあり、更なる調査研究が必要と考える。

様々に理由を挙げるが、結局は「**やっても投票率は下がるからやらない**」という考えが根本にあるように感じる。

西宮市との意識の違いを考えたい

西宮市に聞くと「期日前投票所の増設が、**投票率の下降を食い止めている**」という考えでした。
西宮市長の思いもあるとは思うが、考えの違いはどこからくるのでしょうか？
私は、**民主主義とまちの未来に対する危機感の違い**だと考えています。
もちろん投票所増設のみで解決するものではありませんが、選挙をより身近にし、大人がまちを考える姿を子供たちに見せることも、まちの未来にとって大切なことではないでしょうか。

カミソリ地に対し強い姿勢をもつべき！

２．カミソリ地への対応について

質問主旨

カミソリ地が市内各地で問題となっている。財産上、また防災上でも問題を孕むこの問題を（ページ下部参照）、行政はどう認識しているか問う。

Q：不動産登記令原則外の土地では？

都市計画部長：開発許可申請時において、区域の境界が確定し、道路等の公共施設と宅地が分筆できる見込みがあるか確認している。原則外の土地は開発区域を確定できないため、これを認めていない。

Q：ケース①と②の対応は？

部長：①については、開発区域に編入して道路又は道路予定地にするよう指導しているが、あくまで行政指導で法的根拠はなく、事業者の同意がなければ実現できない。②は、開発許可を出していない。

再 Q：財産への影響をどう考える？

加古川市では、他市に比べてカミソリ地が多いと考える。カミソリ地によって個人財産に影響が及ぶわけだが、その点の認識は。

部長：近隣市町村との差は不明だが、開発量の差だと考えられる。**個人財産への影響は悩ましい問題であるが、法的な根拠を考えると、地区計画による規制が望ましいと考えている。**

Q：地区計画への支援は？

部長：町内会から相談を受け、地区計画や市民協定の策定を提案し、主体的に検討いただいているケースもある。今後も良好な住環境の実現を図るための有効な手段として、地区計画等の策定を積極的に啓発したい。

地区計画も当然ながら進めるべき。
ただ、**第一は指導**と考える。住民目線に立ちながら、事業者と地域が理解し合いまちづくりをするよう、行政が役割を果たしてほしい。

カミソリ地って？

開発業者が宅地開発を行った際に、隣接する農地など他者が所有する土地に接する道路の端を自身の名義で残し、登記をした土地のこと。通らねば将来的な開発を行えない状況である場合、相場よりも低く買い取られてしまうことや、後に開発を決めた場合に当該カミソリ地の買い取りに対して法外な価格を提示されてしまうことがあります。
また、隣接地が別の方向から開発された場合、その開発地から道路を接続して双方の土地を結び付けたいところですが、条件が折り合わず、そこが双方とも行き止まりになってしまうことです。これは市の都市の在り方として、更に防災上の面からも問題があると考えます。

ケース①
開発予定区域からカミソリ地を外す
赤枠：開発予定区域　　黄枠：カミソリ地

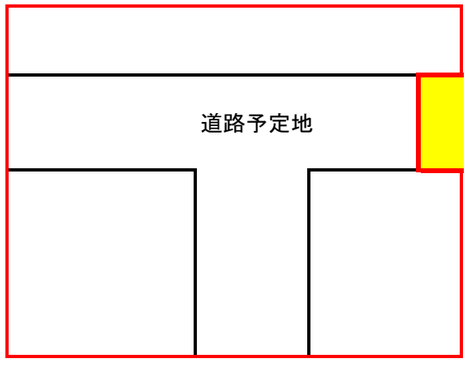
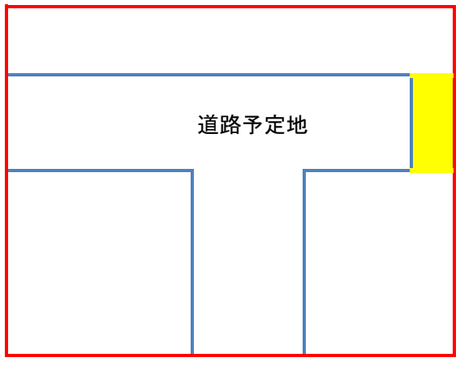
ケース②
開発予定区域には入れているが、道路予定地から外す
赤枠：開発予定区域　青枠：道路予定地　黄枠：カミソリ地